

トカラ列島移住体験ツアー

国内募集型企画旅行 取引条件説明書面（旅行条件書）

本書面は、旅行業法第12条の4に基づき、募集型企画旅行契約を締結しようとするお客様に取引条件を説明するために交付する書面です。契約成立後は、旅行業法第12条の5及び当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に基づき契約書面を交付します。お申込み前に必ず本書面及び当社旅行業約款をご確認ください。

1. 旅行企画・実施者

一般社団法人宝島 観光事業部
〒891-5301 鹿児島県鹿児島郡十島村宝島87番地
TEL：09912-2-9988
鹿児島県知事登録旅行業 地域-298
地域限定旅行業務取扱管理者 竹内寿恵
募集型企画旅行を実施できる区域：鹿児島市、十島村、奄美市

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。本旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点がありましたら、上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

2. 営業保証金

当社は旅行業協会の保証社員ではありません。お客様は、当社との旅行業務に関する取引によって生じた債権について、旅行業法の定めにより営業保証金から弁済を受けることができます。

営業保証金の供託所：鹿児島県地方務局
〒892-8511 鹿児島県鹿児島市山下町13番10号 鹿児島第三地方合同庁舎

3. 募集型企画旅行契約

この旅行は、一般社団法人宝島（以下「当社」といいます。）が企画・実施する国内募集型企画旅行です。当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行サービスの提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理します。契約の内容・条件は、募集チラシ、本書面、旅行日程表、必要に応じて交付する確定書面及び当社旅行業約款によります。

4. 旅行名称・旅行期間・宿泊

旅行名称：トカラ列島移住体験ツアー
旅行期間：2026年10月30日（金）～11月2日（月）／3泊4日
宿泊：船内1泊、宝島2泊（民宿浜坂荘ほか）。ご家族以外の方は相部屋となる場合があります。

5. 旅行日程及び旅行サービス

10月30日（金）21:00～22:00 南ふ頭フェリーとしま待合所（鹿児島市本港新町6番地）受付／23:00 フェリーとしま2出航 船内泊
10月31日（土）12:00 宝島到着・昼食／午後 移住者向けオリエンテーション、宝島観光、主要施設見学 民宿浜坂荘ほか泊
11月1日（日）午前 宝島の行事に参加／午後 農水産の仕事体験／夜 地域の方との交流会 民宿浜坂荘ほか泊
11月2日（月）8:30 ななしま3で宝島出発／11:00 佐大熊岸壁（奄美市）到着・解散

6. 募集人員・参加条件等

募集人員：10名程度（応募多数の場合は選考）
最少催行人員：1名
参加対象：十島村への移住に興味がある方
募集期間：2026年9月1日（火）～9月23日（水）／選考結果：9月30日までに個別通知

7. 旅程管理・旅行地での連絡方法

旅程管理業務を行う者が同行します。
旅行地における当社との連絡方法：一般社団法人宝島 観光事業部 TEL：09912-2-9988

8. 旅行代金（税込）

大人：20,000円／人
子ども（小学生まで）：10,000円／人

9. 旅行代金に含まれるもの

フェリーとしま2乗船代、ななしま3乗船代、宝島での宿泊費（2泊）、10月31日昼食から11月2日朝食までの食事代、交流会の飲食代、各種体験費。

食事回数：朝食2回・昼食2回・夕食2回（計6食）。お客様の都合により一部利用されなかった場合、原則として払戻しはありません（当社旅行業約款に別段の定めがある場合を除きます）。

10．旅行代金に含まれないもの

10月31日の朝食（フェリー船内で各自）、集合場所までの交通費、奄美大島での解散後の交通費、個人的な飲食・買い物等、その他個人的性質の諸費用。

11．申込み・申込金・契約成立

応募は専用Webフォームで受け付けます。応募多数の場合は選考を行います。参加決定通知のみでは旅行契約は成立しません。参加決定後、当社所定の申込手続きを行い、申込金をお支払いください。

申込金：5,000円 / 人 支払期限：2026年10月9日（金）支払方法：銀行振込

当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に旅行契約が成立します。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

12．旅行代金残額

申込金を差し引いた残額は、大人15,000円、子ども（小学生まで）5,000円です。

支払期限：2026年10月15日（木）支払方法：銀行振込。振込先は参加決定者へ別途ご案内します。

13．契約締結の拒否

当社は、当社旅行業約款に定める場合（参加条件を満たさない場合、他のお客様に迷惑を及ぼすおそれがある場合、当社の業務上の都合がある場合その他約款所定の場合）には、契約の締結に応じないことがあります。

14．特別な配慮を必要とするお客様

病気、身体上の事情、妊娠、食物アレルギーその他の理由により旅行参加に際して特別な配慮を必要とするお客様は、お申込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この申出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担となります。

15．お客様による旅行契約の解除・取消料

お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。当社旅行業約款により取消料を支払うことなく解除できる場合は、この限りではありません。

解除日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目以前	無料
20日目～8日目	旅行代金の20%
7日目～2日目	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

16．当社による旅行開始前の解除

当社は、旅行代金が所定の期日までに支払われない場合、参加条件を満たしていないことが判明した場合、旅行に耐えられないと認められる場合、最少催行人員に達しなかった場合、天災地変、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止その他当社の関与し得ない事由により安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きい場合その他当社旅行業約款に定める場合には、旅行開始前に契約を解除することがあります。解除した場合の旅行代金等の払戻しは当社旅行業約款に従います。

17．契約内容・旅行代金の変更

天災地変、運送・宿泊機関等による旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じ、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ない場合、旅行日程その他の契約内容を変更することがあります。また、運送機関の運賃・料金の著しい変動等、当社旅行業約款に定める場合には旅行代金を変更することがあります。

18．欠航等の取扱い

天候・海況その他の事情により、旅行日程、交通機関又は体験内容等を変更する場合があります。復路「ななしま3」の欠航等により宝島で延泊が必要となった場合、延泊に伴う参加者の追加負担はありません。お客様自身で手配した集合場所までの交通機関や、奄美大島解散後の航空券・宿泊等について発生する変更・取消費用はお客様の負担となります。契約上の変更・解除・払戻しは当社旅行業約

款に従います。

19．当社の責任

当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たり、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合、当社旅行業約款及び関係法令に従い、その損害を賠償します。

20．特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款の特別補償規程に従い、企画旅行参加中のお客様が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合等について、所定の補償金又は見舞金を支払います。

21．旅程保証

旅行日程に当社旅行業約款に定める重要な変更が生じた場合は、同約款の規定に従い、変更補償金を支払う場合があります。

22．お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被った場合、お客様にその損害を賠償していただく場合があります。旅行中は、安全かつ円滑な旅行を実施するため、当社又は旅程管理業務を行う者の指示に従ってください。

23．個人情報の取扱い

当社は、お申込みの際に取得したお客様の個人情報を、お客様との連絡、旅行サービスの手配及びその受領のための手続、本ツアーの実施その他必要な範囲で利用します。また、旅行サービスの手配等に必要範囲で、運送・宿泊機関その他の旅行サービス提供機関等に提供する場合があります。

24．旅行条件・旅行代金及び運賃・料金の基準日

本旅行条件及び旅行代金は、2026年7月14日現在を基準としています。旅行代金に含まれる運送機関の運賃・料金についても、2026年7月14日現在のものを基準としています。

25．主催・お問い合わせ

主催：十島村役場

事業に関するお問い合わせ：十島村役場 地域振興課 TEL：099-222-2101 E-mail：tokaratiiki@tokara.jp

旅行契約・取消し等に関するお問い合わせ：一般社団法人宝島 観光事業部 TEL：09912-2-9988 E-mail：takarajimabanana@gmail.com

本書面に定めのない事項については、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）及び関係法令によります。